

小テスト 4 非正社員への説明

Q1. 非正社員から正社員との間の「待遇差の内容」や「待遇差の理由」について説明を求められた。比較の対象にする正社員は、すべての正社員である。

A1. **No**

「待遇差」について説明を求められた場合は、職務の内容等が最も近いと事業主が考える正社員との違いを説明すればよいとされています。すべての正社員との比較が求められるのは、「不合理な待遇差」の解消が争点となる場合です。

Q2. 「待遇差の内容」の説明は、個別具体的な内容で説明する場合は、基本給なら平均額やモデル基本給額、手当なら標準的な内容等を説明しなくてはならない。「待遇の決定基準」により説明する場合は、「賃金は各人の能力、経験等を考慮して総合的に決定する」といった説明でよいとされている。

A2. **No**

「待遇の決定基準」により説明する場合は、例えば賃金であれば、賃金規程、賃金等級表の具体的な支給基準で説明しなくてはならず、「賃金は各人の能力、経験等を考慮して総合的に決定する」といった抽象的説明では十分ではないとされています。

Q3. 「待遇差の理由」の説明は、待遇の決定基準が同じか違うかで説明の仕方を分ける必要がある。同じ決定基準の下で待遇差が生じている場合は、例えば能力給の基本給ならば能力の違い、業績・成果給ならば業績・成果の違いといった形で説明する。

A3. **Yes**

設問のとおりです。なお、待遇の決定基準が違う場合（例えば、正社員は職能給、非正社員は職務給といった場合）、「待遇の性質・目的」を踏まえ、「職務の内容」、「人材活用の仕組・運用」、「その他の事情」などから、決定基準に違いを設けている理由を説明するとされています。

Q4. 待遇差の説明では、非正社員が説明に納得できない場合は、説明義務を果たしたことになる。

A4. **No**

説明について非正社員が納得しないとしても、説明義務は果たしたことになります。しかし、パート・有期法の規定やガイドラインの考え方などからみて問題があるような説明では、紛争になった場合のリスクが高くなることに注意しなくてはなりません。